

中央銀行制度および欧州中央銀行による一元的な金融政策が始まった。その3年後の2002年1月1日には、ユーロ銀行券およびユーロ貨幣が導入された。

(3) 経済的なベネフィットとコスト

通貨統合の主要なベネフィットとしては、①通貨交換に伴う取引コストの削減、②複数国に跨って事業を行う企業における会計にかかるコストの削減および相対価格の予測可能性の改善、③実質為替レートの無用な変動をもたらしかねない通貨混乱 (monetary disturbances) や投機的バブルからの遮断、④貿易保護に関する政治的圧力の緩和が挙げられ、他方、主要なコストとしては、①各国に特有なマクロ経済ショックに対応するために金融政策を発動する能力の喪失、②政府債務の実質的負担を減らすためにインフレを利用するという選択肢の喪失、③シニョレッジの分配に関する政治的、戦略的問題、④各国通貨から共通通貨への移行期における投機的アタックの問題、が挙げられている³⁴⁸。なお、通貨統合は政治的なプロセスであり、純粋に経済的な側面からのみで、単一通貨の利用の是非を評価することはできないとの指摘もある³⁴⁹。

3. ドル化・通貨統合における国家と通貨の関係に関する論点

従来、国家と通貨の関係については、各国家単位で発行される通貨が当該国家の領域内で排他的に流通することを基本的な前提として議論されることが多かったものと考えられる。しかしながら、外国の通貨を利用するドル化国や外国と共同で共通通貨を発行・利用する通貨統合参加国に関しては、こうした前提に変化が生じることとなる。そこで、ドル化や通貨統合において、国家と通貨の関係に関連してどのような論点が生じ得るかを、①国家の主権あるいは高権との関係、②シニョレッジの取得・分配、③国家単位で行われてきた経済政策等との関係、の3つの観点から検討することとしたい。

(1) 国家の主権あるいは高権との関係

イ. 国際法上の一般論

自国通貨に対する国家の主権 (通貨主権) は、国際法上、伝統的に承認されており³⁵⁰、その具体的内容は、例えば、法貨の地位を有する通貨の発行や指定、為替規制、対内・対外通貨価値の決定・維持を行うための制度の選択を行う権能であると

348 通貨統合の主要なベネフィットおよびコストの詳細については、例えば、Obstfeld and Rogoff (1996) pp.632-634の整理を参照。

349 Feldstein (1997b) p.23. また、例えば、Bordo and Jonung (1999) は、通貨統合 (monetary unions) の歴史的事例を踏まえると、通貨統合の形成と崩壊に関しては政治的意図 (political will) の役割が大きいと指摘している (同pp.25, 32-33)。

350 前掲注165参照。

される³⁵¹。かつては、主権は各国に固有の基本的権利であるがゆえに、国際的な合意によってそれを制限することは考えられなかったが³⁵²、現在では、主権を制限したり放棄したりする合意を締結するかどうか選択できることもまた主権の内容であると認識されており、主権を制限または放棄する合意は国際法上何ら問題ないとされている³⁵³。また、通貨主権の行使という観点からみた場合、通常、独自の通貨の発行という形態での行使がなされるが、外国通貨を含む複数の通貨を法貨として規定したり、外国との共通通貨を導入したりするといった形態で行使されることもある、との指摘もなされている³⁵⁴。以上のような議論に照らすと、ドル化国の場合にせよ、通貨統合参加国の場合にせよ、国際法上の文脈においては、ドル化や通貨統合への参加と通貨主権との関係は、主権の発動としての通貨主権の制限・放棄あるいは通貨主権の行使そのものとして、説明され得ることになる。ただし、ドル化が国家の意思決定とは関係なく居住者の金融資産選択行動を通じて非公式に進められる場合については、上記のような主権の発動としての通貨主権の制限・放棄あるいは通貨主権の行使そのものと説明することはできない。また、国家による公式のドル化であっても、それが経済的困難の中でやむを得ず行われる場合には、やはり上記のような説明には無理があるとの考え方もあり得よう。なお、ドル化に関しては、通貨発行国の合意を得ずにドル化が行われる場合、それが通貨発行国の主権との関係で問題を生じないかという点も論点となり得る。この点、国際法上、国家や人々が外国通貨を利用することを妨げるルールはないとされている³⁵⁵。

ロ. 欧州通貨統合参加国における憲法上の議論

国際法上の一般論として、通貨統合への参加が主権の発動としての通貨主権の制限・放棄あるいは通貨主権の行使そのものと説明し得るとしても、各通貨統合参加国の憲法との関係において、そうした主権の制限・放棄等がどこまで認められるかが問題となり得る。欧州通貨統合に関しても、通貨統合参加国が通貨主権（あるいは通貨高権）を欧州中央銀行制度へ「移譲」³⁵⁶することにつき、例えばフランスやドイツにおいて、以下のような憲法上の議論があった。

351 Martha (1993) p.752.

352 横田（喜三郎）(1949) 187頁。

353 Harden (1990) pp.405-406.

354 Martha (1993) pp.752-753.

355 Treves (2000) p.117. Mann (1992) は、各国が、外国で外国人により自国通貨が使われることを禁じることは、外国における外国人の行為を規制しようとすることになり、違法であるとの見解を示している(同p.476)。また、グリーンズパンFRB議長は、議会証言の中で、外国はその主権により米ドルの利用を一方的に決めることができる、としている (Greenspan (1999) p.60)。

356 コンバージェンス・レポートにおいて、通貨統合の第3段階は、通貨に関する権能の欧州中央銀行制度への移譲 (transfer of monetary competence to the ESCB) とユーロの導入によって開始するとされている (EMI (1998) p.355、EC条約121条 (旧109条) 4項)。